

企画競争実施の公示

令和7年6月11日

九州運輸局 観光部長
進藤 昭洋

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名

令和7年度「九州における新たなローカルガイド人材の活用等」に関する実証事業

(2) 業務内容

九州においては地域の歴史文化・自然・暮らし・伝統等の魅力的な観光資源が豊富に存在しており、それらを組み合わせた体験型コンテンツについても数多く造成されているが、コンテンツ等を通じてその地域の本質的な魅力を伝えるにはガイドの存在が必要不可欠である。さらに、ガイドの質はコンテンツの質や地域全体の印象にも直結するため、満足度が高く深い体験価値を提供することにより滞在期間・消費額の向上や地域社会と観光の好循環の構築のためにも、経験豊富なガイドの育成や活用もまた重要であると考えられる。

今後、国全体として2030年までに訪日外国人旅行者数6000万人・旅行消費額15兆円を目指していくには、新規の訪日客だけでなく、リピーターを獲得していくことも重要となる。そのためには地域の本質的な魅力を伝え、再訪意欲を向上させることが可能な経験豊富なガイドの育成・活用が急務になると考えられる。

また、我が国におけるガイドの現状として、全国通訳案内士数は令和6年4月時点で27,312名となっているが、その多くは大都市圏に偏っており、九州においては1,107名（全国比4%）とその数は極めて少ない。その他九州管内では地域通訳案内士制度を導入している自治体もあるが、総じてインバウンドに対するガイド人材の不足は明らかな状況である。

そのため、本事業では、九州のガイド団体などと連携のうえ新規ガイドの育成と並行して既存ガイドの有効活用も含めた訪日外国人の受入環境整備体制についての検証を実施し、その得られた知見を関係者間で共有することを目的とする。

(3) 履行期限 令和8年3月27日（金）

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- (2) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」において、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること（但し、地方自治体を除く）。
- (3) 九州運輸局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続き等

(1) 担当部局

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号

国土交通省 九州運輸局 観光部 国際観光課

電話：092-472-2335

メールアドレス：gst-kokusai@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和7年6月11日（水）から令和7年6月26日（木）17時00分まで

説明書の交付を希望する場合は、予め（1）の担当部局まで事前連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

令和7年6月26日（木）17時00分

上記（1）への持参、メールによる電子ファイル(PDF)の送付又は郵送（書留郵便に限る）

(4) 説明会の日時及び場所

本業務に関する説明会は実施しない。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

必要に応じて、企画提案に関するヒアリングを実施する場合がある。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、3（1）に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、当該提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）における、行政機関が取得した文書として開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、

開示対象となる場合がある。

- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施結果、最適な者として特定しただけであり、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は説明書による。